

● 最近、引越しをされたかた

住所を異動されたかたの投票は次のとおりですでのご確認ください。

○衆議院議員総選挙

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否	
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる
転入届を出されたかた (他の市町村から転入されたかた)	令和7年10月26日以前	<input type="radio"/>	
	令和7年10月27日以後		※1○
転出届を出されたかた (他の市町村へ転出されたかた)	令和7年10月26日以前に新住所へ転入届を提出	<input type="radio"/>	
	令和7年10月27日以後に新住所へ転入届を提出		※2○

※1：投票される時は、前住所地の選挙管理委員会に選挙人名簿登録の有無の確認をお願いします。

※2：投票される時は、箕面市選挙管理委員会に選挙人名簿登録の有無の確認をお願いします。

○大阪府知事選挙

届出の別	届出の日	投票場所・投票の可否		
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届を出されたかた	令和7年10月21日以前	<input type="radio"/>		
	令和7年10月22日以後	<input type="radio"/> ※3		
	令和7年10月26日以前			
	令和7年10月27日以後			<input type="radio"/>
転出届を出されたかた	令和7年10月21日以前	<input type="radio"/>		
	令和7年10月22日以後		箕面市選挙管理委員会へお問い合わせください。	
	令和7年10月26日以前			
	令和7年10月27日以後		<input type="radio"/> ※4	
転出届を出されたかた	他都道府県へ転出されたかた	全期間		<input type="radio"/>
	大阪府内の他の市町村へ転出されたかた	令和7年10月21日以前	<input type="radio"/>	
		令和7年10月22日以後		転出先の選挙管理委員会へお問い合わせください。
		令和7年10月26日以前		
		令和7年10月27日以後		<input type="radio"/> ※4

※3：箕面市では、令和8年1月26日から期日前投票及び不在者投票ができます（1月28日から1月31日までは大阪府知事選挙と衆議院議員総選挙を同時に、2月1日から2月7日は国民審査も同時にできます。）

※4：投票する際に、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示すること又は引き続き大阪府内に住所を有することの確認を受けることが必要です。「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」は、投票日までに最寄りの市(区)役所又は町村役場の住民票を担当する窓口で交付を受けてください。

注意：箕面市内に在住のかたで、市内で転居届を出されたかたは、届出の日によっては転居前の投票区(投票所)での投票となりますので、市ホームページにて日付を確認してください。